



令和4年1月 START▶▶

鹿児島市パートナーシップ宣誓制度 KAGOSHIMA PARTNERSHIP+^{プラス}

スタート

鹿児島市では、一人ひとりの人権や多様性が尊重され
誰もが安心して暮らしていける社会の実現を目指しています。
鹿児島市における人権の多様性に関わる取り組みを
「カラフルかごしま」と総称し、この取り組みの一環として
鹿児島市パートナーシップ宣誓制度をスタートします。

鹿児島市パートナーシップ宣誓制度とは？

鹿児島市パートナーシップ宣誓制度(KAGOSHIMA PARTNERSHIP+^{プラス})は、
性的指向及び性自認にかかわらず一人ひとりの人権や多様性が尊重され、
誰もが安心して暮らしていくための制度です。この制度は、「お互いが
人生のパートナー」であることを宣誓した一方又は双方が性的少数者
であるお二人に対し、鹿児島市が宣誓書受領証等を交付するものです。

制度に関する問い合わせ・申し込み先

鹿児島市市民局人権政策部人権推進課 受付時間 平日8:30~17:15

TEL : 099-216-1232

FAX : 099-216-1207 / E-MAIL : jinken@city.kagoshima.lg.jp

www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/jinken/jinken/patonasippusenenseido.html



▲ 詳細はこちら



KAGOSHIMA PARTNERSHIP+ 鹿児島市パートナーシップ宣誓制度



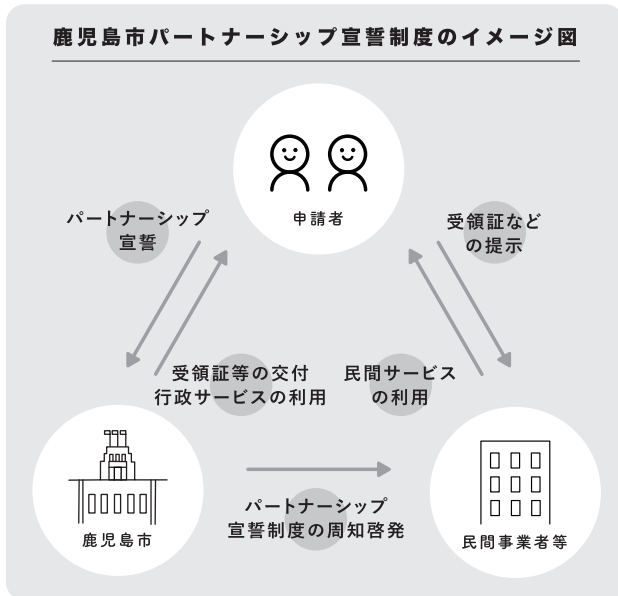
「鹿児島市パートナーシップ宣誓制度」に法的な効力はありませんが、性的少数者※を始めとして、誰もが安心して暮らしていける社会の実現を目指すものです。

※性的少数者(性的指向(好きになる性)が異性愛のみではない人や性自認(心の性)が出生時に割り当てられた性別と異なる人)であるお二人の関係を指します。

パートナーシップ宣誓ができる方

次のすべての要件を満たしている方が利用できます。
詳しい手続きや必要書類などは、市ホームページをご覧ください。

- 1 成年に達していること
- 2 鹿児島市民であること、又は転入を予定していること
- 3 配偶者(事実婚を含む)がないこと
- 4 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- 5 宣誓者同士が近親者(民法に規定する婚姻できない続柄)でないこと



宣誓に必要な書類

提出する書類

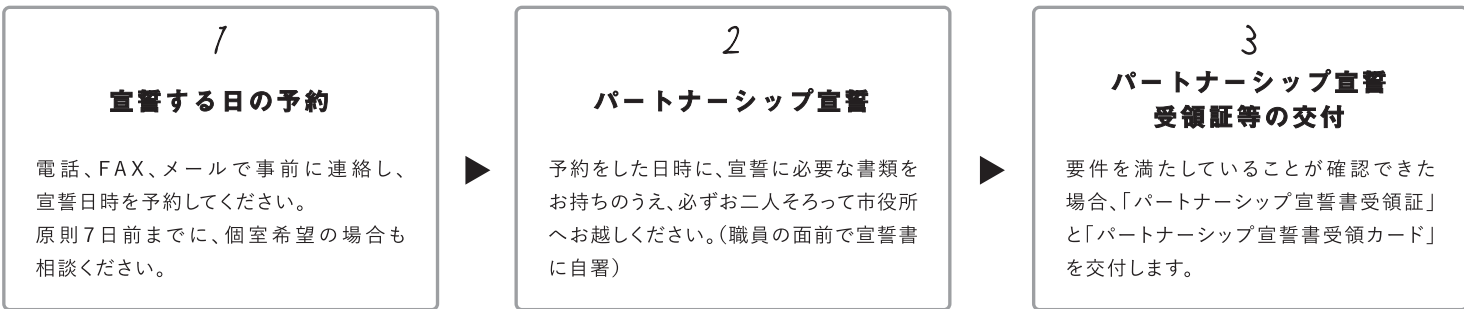
- パートナーシップ宣誓書(様式第1)
- 住民票の写し等
- 戸籍抄本、独身証明書等

提示する書類

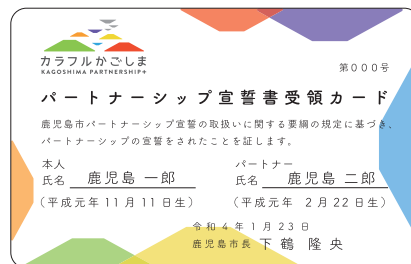
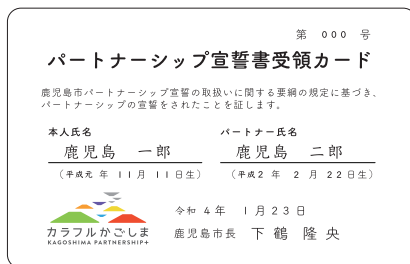
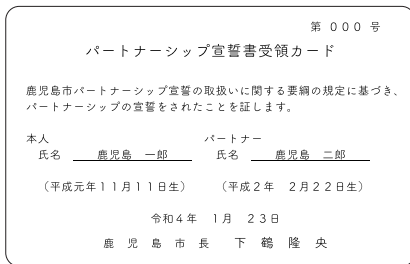
- 本人を確認できる書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)

※これらの書類では通称名の使用も可能です。
(日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類が必要です)

宣誓手続きの流れ ※原則して即日交付いたしますが、発行手続きに時間をいただきます。



受領カードのデザイン(案) 3種類から選べる予定です



市民・事業者の皆様へお願い

本制度の対象となる方々は、「家族なら利用できる会社の福利厚生が使えない」、「パートナーが入院した時に家族としての扱いを受けることができない」、「同性カップルだと住宅が借りづらい」など、生きていくうえで、様々な困難に直面しています。また、二人の関係を対外的に証明できないことでの生きづらさもあります。本制度は、法的な効力(婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等)を生じさせるものではありませんが、鹿児島市が性的少数者の方々のパートナーシップを尊重し、日常生活の生きづらさを軽減しようとするものです。

この趣旨を十分にご理解いただき、本制度の利用者が適切なサービス・対応などを受けることができるよう、ご協力をお願いいたします。